

# ダイナースクラブ コーポレートパートナーシャシングシステム会員規約

## 第1条(CPS会員)

ダイナースクラブ コーポレートパートナーシャシングシステム会員(以下「CPS会員」といいます)は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」といいます)のダイナースクラブ コーポレートパートナーシャシングシステム(以下「CPS」といいます)への入会申し込み込んだ法人または団体(以下「法人」といいます)のうち、当社が入会を認めた法人をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するものに限ります。

### 第2条(コープレートパートナーシャシングシステム)

CPSは、CPS会員が当社の加盟店(CPS利用に限った加盟店を含む)より購入した商品代金、サービス利用代金等の精算を当社が代行するシステムをいいます。

### 第3条(申込方法)

1. CPS会員の申込みにあたっては、当社所定の申込書および会員番号発行依頼書を提出するものとします。

2. 前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者および連絡担当者が、代表者に代わって行うことができるものとします。

### 第4条(契約の成立時期等)

1. CPS会員契約は、当社に対し、加盟店においてCPSを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行なうことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し、当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。CPS会員は、当社がCPS会員からの委託に基づき、CPS会員の加盟店に対する支払いを代わりに行なう際に、CPSを利用した取引の結果生じた加盟店のCPS会員に対する債権について、以下の各号を承諾するものとします。

(1)当社が加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの実現の実行の前後を問わない)により、当社がCPS会員に対し立替払い金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含みます)を経由する場合であるものとします。

(2)提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いしまして、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

(3)海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いしまして、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

2. CPS会員は、当社がCPSを利用できる加盟店(以下「加盟店」といいます)が制限されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第5条(利用目的)

CPS会員はCPSを法人の業務における、直接費および間接費の用に利用するものとします。

### 第6条(利用先の限定)

CPS会員は当社によりCPSを利用できる加盟店(以下「加盟店」といいます)が制限されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第7条(CPS有効番号の発行と管理)

1. 当社は、CPS会員に対し、当社所定の方法により会員番号(以下「CPS有効番号」といいます)および必要に応じてセキュリティコード(以下「CVV情報」といいます)を発行し通知します。

2. 当社が別途認めた場合、当社はCPS有効番号に付して、「CPSコンビニオン有効番号」を発行できるものとします。なお、CPS有効番号はダイナースクラブカードを取り扱う加盟店で、CPSコンビニオン有効番号はマスタークレジットカードを取り扱う加盟店で、それぞれ利用できるものとします。

3. CPS有効番号の有効期限は、当社が定めた所定の方法により通知します。当社は、CPS有効番号の有効期限までに退会の申出がないCPS会員で、当社が審査のうえ引き続きCPS会員と認めた場合、有効期限を更新した新たなCPS有効番号を通知します。ただし、一定期間CPS有効番号の利用がない場合は、CPS有効番号の更新を保留する場合があります。

4. CPS会員は、善良なる管理者の注意をもってCPS有効番号およびCVV情報を厳重に管理するものとします。

5. CPS会員は、CPS有効番号とCVV情報を用いて行なう業務を法人または団体(以下「業務委託法人等」といいます)に委託(その後の再委託を含みます)する場合には、当該業務委託法人等をあらかじめ会員番号発行依頼書に記載するものとします。

6. CPS会員または業務委託法人等が本規約に違反し、第三者によってCPS有効番号およびCVV情報を不正に利用された場合、CPS会員および業務委託法人等は連帯して、そのために生じた商品の購入代金、サービスの利用代金等、本規約に基づき当社に對して負担する一切の債務およびその他の損害について支払いの責任を負うものとします。

7. CPS有効番号とCVV情報が第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社はCPS有効番号とCVV情報を発行できるものとし、CPS会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、CPS会員は、当社が行なう不正な利用の被害に関する利用確認や調査に協力するものとします。

### 第8条(支払責任)

1. CPS会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。

2. CPS会員は商品の購入代金、サービスの利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。

### 第9条(有効番号または対象商品および加盟店の追加)

CPS会員がCPS有効番号または対象商品ならびに利用する加盟店の追加を申請したい場合、CPS会員は、第3条に従い申し込みを行うものとします。

### 第10条(利用可能枠)

1. CPS会員の月間利用可能枠(以下「利用可能枠」といいます)は、別に定めるところによります。当社は、必要と認める場合に、CPS会員に事前に通知することなく、この利用可能枠を変更することができるものとするほか、CPS会員ごとに利用可能枠を設定、変更することができるものとします。

2. 利用可能枠が設定されたことにより、当社がCPS会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。また、当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、CPS会員および加盟店に事前の通知なくそのCPS利用を断ることあります。

(1)本条第1項に定める利用可能枠を超えるとき。

(2)CPS会員のCPS利用が本規約および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。

(3)CPS会員がCPS利用が転用目的での販売用商品の購入にあたる等、当社が適当でないと判断したとき。

(4)CPS会員の回収利用金額が、当社が別に定める金額を超過する場合またはその他の理由で、加盟店から販賣を受けるなどして、加盟店での利用が不適当と当社が判断したとき。

(5)前各号のほか、当社がCPSを利用した取引の健全性を確保するために必要と認めたとき。

3. CPS会員は、第1項の利用可能枠を超えるCPS利用について、もはやCPS会員の責任を負うものとします。

### 第11条(CPSの利用)

1. CPS会員はCPSを利用する場合には、当社に対しあらかじめ対象商品および加盟店、月間利用予定額を申告する必要があります。ただし、当社が別途認める場合を除きます。

2. 前項の定めにかかわらず、金券類、貴金属類等、換金性が高い商品の購入で当社が不適当と判断した場合はCPS利用ができないものとします。

3. CPS会員は、通常料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、CPS会員がCPS有効番号を事前に加盟店に登録する方法により利用することができるものとします。なお、CPS有効番号または有効期限が変更され、もしくは退会の申出またはCPS会員資格取消によりCPS利用ができなくなった場合、CPS会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続きを行なうものとします。退会またはCPS会員資格取り消し後に加盟店から売上が生じた場合でも、CPS会員は本規約の規定に従い、支払いの責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、それに従るものとします。

4. 前項においてCPS有効番号もしくは有効期限が変更になった場合または当社が必要または適当と認めた場合には、加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することをCPS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、CPS会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続きを行なうものとします。なお、退会の申出またはCPS会員資格取り消し後であっても、加盟店にてCPS利用について、第19条第5項および第21条第2項に基づき、CPS会員は、支払いの責任を負うものとします。

5. CPS利用による取引上の紛議は、CPS会員と加盟店との間ににおいて解決するものとします。また、CPS利用により加盟店と取り引きした後に、CPS会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

6. CPS利用に係る債権の特定と内容確認のため、CPS利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれにに関する情報が、加盟店から当社に開示されることをCPS会員はあらかじめ承諾するものとします。なお、通話料電話番号を含む通話料明细情報については、CPS会員の事前の承諾を得て、かつ加盟店が了承した場合にのみ、加盟店から直接、または加盟店契約会社を通じて当社に開示されるものとします。

7. CPS会員は、一部の海外加盟店においては、CPS利用に際し手数料(カード取扱手数料)を徴収する場合においてCPS会員が当該会員上に署名した場合は、CPS会員は、CPS利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。

8. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

9. CPS会員は、約定請求債務の全部または一部が外國通貨で表示されている場合、CPS利用が日本国内であるもの(を含む)は、各國の国際提携組織(CPS有効番号についてはダイナースクラブアライナーショナルを、CPSコンビニオン有効番号についてはマスタークレジットカードワールドワイド、それぞれの、以下同じ)の所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定するレートに、一定の率を乗じた換算レートで日本円に換算し当社の指定する通貨(原則として円)により当社に支払うものとします。

10. CPS会員は、本条第1項の支払期日(以下「約定請求債務の履行の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。

11. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

12. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

13. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

14. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

15. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

16. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

17. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

18. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

19. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

20. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

21. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

22. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

23. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

24. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

25. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。

26. CPS会員が本規約に基づき当社に対して支払すべき金員(以下「約定請求債務」といいます)については、原則毎月18日(締め切りのものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定める場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません)にCPS会員が認めた場合、CPS会員は、翌月末日まで約定請求債務を支払うものとします。